

令和2年3月18日

特定教育・保育施設 設置者・園長 様
特定地域型保育事業 設置者・園長 様

神戸市こども家庭局子育て支援部振興課長
神戸市こども家庭局子育て支援部事業課長

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の
「利用者負担額」の取扱いについて

令和2年3月17日付新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」の取扱いについて、内閣府等より通知が届いておりますので送付いたします。貴園におかれましても、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

記

令和2年3月12日付の本市通知「新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき、感染防止の観点から、保護者に対し、家庭的保育を要請している3月3日から3月25日までの間、**要請による自粛により**6日以上登園しなかった場合は、保育料を減額することとなっております。

令和2年3月17日に国から通知（別添）があり、一月当たり、**1日の登園自粛の場合でも日割り計算の対象となることと変更されました。**

本市への該当者に関する報告等の具体的な手続きについては、後日お知らせいたしますので、取り急ぎ、保護者の方への周知をお願いいたします。

(問合せ先)

神戸市こども家庭局子育て支援部振興課 今泉、松本
電話：078-322-5216
事業課 高原、荒田
電話：078-322-6856